

## 第12回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年5月21日(月) 午後4時から午後4時20分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員(15名)

会長	15番 八木澤寛夫
委員	1番 渡邊好雄 2番 鈴木英子
	3番 福田英一 4番 君島道夫
	5番 石塚英好 6番 阿久津正一
	7番 山口榮一 8番 佐藤喜久男
	9番 平久井順一 10番 大森克則
	11番 渡邊幸史 12番 町野位夫
	13番 斎藤典子 14番 渡邊浩正

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 非農地証明願いに係る処分決定について
- (4) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長 大谷津 敏美智  
副主幹 高塩 康幸  
主事 湯田 美貴

8 会議の概要

- 八木澤会長 本日は、ご苦労さまです。  
本総会の出席委員は15名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたします。  
それでは、ただいまから第12回矢板市農業委員会総会を開催します。
- 議長 (八木澤会長) これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。  
会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。
- (議長一任の声有り)
- 議長 ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。  
それでは、4番君島委員、8番佐藤委員を指名しますが、ご異議ありませんか。
- (異議なしの声有り)
- 議長 異議なしと認め、4番君島委員、8番佐藤委員を議事録署名委員といたします。  
続いて、付議事件(2) 議案第1号から第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。
- 議長 では、事務局の説明を求めます。
- 事務局長 (議案書により説明)
- 議長 事務局の説明が終わりました。
- 次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第3班、班長10番 大森委員にお願いします。
- 10番大森委員 本日、午前10時から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法第3条2件、非農地証明3件の計5件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。  
何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしくお願ひいたします。
- 議長 現地調査の総括的な報告が終わりました。  
次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、10番大森委員にお願いします。
- 10番大森委員 10番の大森です。現地案内図の1ページをご覧下さい。
- 【申請地の位置を説明】

申請地の北側に譲渡人の母親の家がありますが、もう亡くなつて住んでいません。

ここしばらくは空き家になつてゐたのですが、矢板に住む長男が草刈等の管理をしていました。その方もだんだん歳をとり草刈りに通うのも大変になつたそうです。

空き家対策にもなりますし、譲受人は耕作をしている方で経営規模拡大ということで、何ら問題ないと見て参りました。慎重審議をお願い致します。

議長

次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、11番渡邊幸史委員にお願いします。

11番渡邊幸史委員

11番渡邊です。現地案内図の2ページをご覧下さい。

【申請地の位置を説明】

譲渡人は92歳で譲受人は65歳だそうです。本来ならば年齢的にも経営移譲していくおかしくないと思います。

何ら問題ないと見て参りましたので慎重審議をお願いします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第1号から第2号について、質疑意見等を求めます。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

続いて、付議事件(3) 議案第3号から第5号非農地証明願いに係る処分決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、  
1番の渡邊好雄委員にお願いします。

1番渡邊好雄委員

1番渡邊好雄です。現地案内図の3ページをご覧下さい。

【申請地の位置を説明】

現地は窪地となっております。申請事由の通り平成5年から原野、耕作放棄地となっているそうです。

実際に確認に行ってもこの地積があるかどうか分からぬ程荒れております。雑木も生えておりますし、窪地になっています。

条件的には、なにか現状復帰して作るとなつても、水田としても用水

は望めない場所であります。山に囲まれた窪地と言うことで、日照条件も非常に悪い所であります。

申請事由にも出ていましたが、この条件ではやむを得ないであろうと思ひますので、皆様のご審議お願ひします。

議長

次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、1番渡邊好雄委員にお願いします。

1番渡邊好雄委員

1番渡邊です。現地案内図の4ページをご覧下さい。

【申請地の位置を説明】

現況、申請事由の通り宅地となっています。

周りは農地となっていますが、土地改良事業からの除外地となっています。ただ、願出人と所有者が別の方になります。

非農地証明を出して、その後は所有者の方と売買になる予定だそうです。

昭和25年から宅地で家の前の畑にも植木が植わってますので、そういう状況であればやむを得ないと思いますが、慎重審議をお願い致します。

議長

次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、10番大森委員にお願いします。

10番大森委員

10番の大森です。現地案内図の5ページをご覧下さい。

【申請地の位置を説明】

現地は、倉庫と母屋等が建っています。

事務局の説明にもありました通り、昭和33年以前から宅地となっていてやむを得ないと見て参りました。皆様のご審議お願ひします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第3号から第5号について、質疑意見等を求めます。

( 異議なしの声あり )

議長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

続いて、付議事件(4)議案第6号から第10号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により事務局説明 )

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第6号から第10号について、質疑・意見等を求め

ます。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

( 異議なしの声あり )

議長 異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議事項を終了することができました。  
その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 それでは以上を持ちまして、第12回農業委員会総会を閉会いたします。  
皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会會議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長 ハ木澤寛夫

議事録署名委員 佐藤喜久男

議事録署名委員 君島道夫